

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

令和3年3月30日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画区域の名称
伊豆都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
静岡県伊豆市の行政区域の全域（地先公有水面を含む。）
- 3 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課